

2009年3月30日

NTT都市開発株式会社
(東証第1部8933)

内部統制システムの基本方針改正のお知らせ

NTT都市開発株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：三ツ村 正規）は、平成18年5月11日に制定しました、内部統制システムの基本方針に関し、災害発生時に適切な対応を採ることができる体制をより充実、整備するため、災害対策推進委員会及び災害対策推進室の設置を行ったことから改正し、本日、東京証券取引所の「コーポレートガバナンス報告書」に掲載いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本年改正した内容は下記のとおりです。

(主な改正内容)

災害対策の取り組みを更に強化するため、災害対策推進委員会及び災害対策推進室を設置すること等により、災害発生時に適切な対応を採ることができる体制を整備する。

(別紙)

内部統制システムの基本方針（平成21年3月30日改正）

※下線部分が本年改正（追加）した箇所

以上

(別紙)

平成 18 年 5 月 11 日制定

平成 19 年 3 月 26 日改正

平成 20 年 3 月 28 日改正

平成 21 年 3 月 30 日改正

内部統制システムの基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)を整備する。

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 社員就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。
 - (2) NTT都市開発グループ全ての役員及び社員は、NTTグループ企業倫理憲章に基づき、企業倫理・コンプライアンスの強化に向けた取り組みを実施する。
 - (3) 企業倫理推進委員会の設置、企業倫理・コンプライアンス関連規程の整備により、不法、違法行為の未然防止を図る。
 - (4) 企業倫理・コンプライアンス・ヘルプラインを設置し、役員及び社員が企業倫理・コンプライアンスについて社内及び社外の窓口にご相談できる制度を整備する。
 - (5) 企業倫理・コンプライアンス違反又はそのおそれが発生した場合、主管部門に情報を集中させ、適切な対応を採ることができる体制を整備する。
 - (6) 役員及び社員に対する継続的な啓発活動を行うため、企業倫理・コンプライアンス研修等を実施する。
 - (7) 内部統制システムの整備及び運用状況についての有効性評価を実施する組織として審査室を設置し、監査レビューの実施やリスクの高い項目については、監査を実施することにより、有効性を評価した上、必要な改善を実施する。
 - (8) 適法適正な事業活動のため、法務部門によるリーガルチェックを実施するとともに、法務部門を通じて一元的に弁護士に適法性の確認を採る体制を整備する。
 - (9) 金融商品取引業者として、適正な業務運営態勢及び人的構成の確保、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備、適切な利用者保護、顧客情報管理を行うこととする。
 - (10) 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備、運用を適切に行うこととする。
 - (11) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたず、警察等関連機関とも連携し毅然と対応することとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る議事録等の文書その他の情報は、文書管理規程等の社内規程に従い、各主管部門において、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧できることとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 投資案件については、経営会議に先立ち、投資検討会において投資リスク等を慎重に検討する。
- (2) リスク管理関連規程の整備等により、リスクに対し適切な予防と対応を行う。
- (3) 役員及び社員のリスク管理に対する意識を高めるため、リスク管理研修等を実施する。
- (4) 災害対策推進委員会及び災害対策推進室の設置、大規模地震等発生時の基本方針及びマニュアルの制定、研修及び訓練の実施等必要な措置を講ずることにより、災害発生時に適切な対応を採ることができる体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 組織の構成と各組織の職務範囲を定める組織規程及び権限の分掌を定める責任権限規程により、担当部門、職務権限、意思決定ルールを明確化する。
- (2) 取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。また、経営会議規則を定め、取締役会の下部機関として経営会議を原則週1回開催する。
- (3) 取締役会により中期経営方針及び事業計画を策定し、月次、四半期毎に実績を業績管理していくことにより、職務執行の効率性を図ることとする。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社との間で、一定の重要事項について、当社との間で協議又は報告を行わなければならないものとする。
- (2) 内部監査部門に定期的に子会社を視察させることにより、子会社の業務に対する監督を行う。
- (3) 子会社との間で定期的に経営状況及び財務状況の報告会を開くことにより、子会社の経営状況及び財務状況の内容を適切に把握し、子会社の業務の適正を確保する。
- (4) 親会社及び子会社との取引についても、第三者との取引と同等の基準により契約

締結の当否を審査し、親会社及び子会社との間の取引の適正を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項
 - ・ 監査役の下に監査役室を置き、監査役室に監査役の職務を補助すべき専任の社員を常時配置し、監査役の職務を補助させるものとする。
7. 監査役の職務を補助すべき社員の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役補助者に関する人事を決定するにあたっては、監査役の意見を求めることとする。
 - (2) 監査役補助者は専任とし、業務の執行に係る職務と兼任させないこととする。
8. 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役会のみならず、経営会議等の重要な会議にも監査役を出席させ、監査役に対する報告体制を確保する。
 - (2) 取締役及び社員は、職務執行等の状況に係る以下の項目について監査役に報告する。
 - ① 会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼすおそれのある事項
 - ② 月次決算報告
 - ③ 内部監査の状況
 - ④ 法令、定款等に違反するおそれのある事項
 - ⑤ 企業倫理・コンプライアンス・ヘルプラインの通報状況
 - ⑥ 上記以外の企業倫理・コンプライアンス上重要な事項
 - (3) 取締役は、考査室を通じて、内部統制システムの構築、運用状況を取締役会に報告するものとする。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、代表取締役等との意思疎通の観点から、四半期毎に代表取締役等との間で意見交換会を開催する。
 - (2) 監査役が、弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーの使用を要請した場合、監査役の要請を最大限尊重するものとする。